

新型コロナウイルス感染症への対応（検査・医療体制）

資料1-1

- u 新型コロナウイルス感染症が疑われる方（※）を診療体制等の整った医療機関に確実につなぐため、2月4日から「帰国者・接触者相談センター」を府内各保健所（政令・中核市含む）に設置。
- u 大阪健康安全基盤研究所において1月31日から検査体制を整備し、府内での検査・医療体制を確立。
- u 府では、発熱かつ呼吸器症状がある方については、保健所長が医療機関と調整のうえ判断すれば、湖北省関連に拘らず検査対象とする。

「帰国者・接触者相談センター」の設置【府内18保健所（政令・中核市含む）】

- 開始日：令和2年2月4日（火曜日）
- 概要：新型コロナウイルス感染症が疑われる方からの相談を受け、専門の医療機関“帰国者・接触者外来”への受診調整を行う。

新型コロナウイルス感染症が疑われる方は、医療機関を受診する前にまず「帰国者・接触者相談センター」へご相談ください。

詳しくはこちらの連絡先をご覧ください。「帰国者・接触者相談センター」
<http://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/index.php?site=fumin&pageId=37245>

「帰国者・接触者外来」【8つの二次医療圏ごとに1箇所以上（病院名は非公表）】

- 概要：新型コロナウイルス感染症の診療体制の整った医療機関。（2月7日現在 30医療機関）

大阪健康安全基盤研究所の検査体制整備

- 開始日：令和2年1月31日（金曜日）
- 検査体制：土日祝含む毎日
- 受入数：40人分/日（天王寺センター20人分、森ノ宮センター20人分）

※新型コロナウイルス感染症が疑われる方（2/3国通知）

I <<症状>>
37.5度以上の発熱かつ呼吸器症状

<<条件①>>

14日以内に
湖北省に
渡航又は居住

<<条件②>>

14日以内に
湖北省に
渡航又は居住の
人と濃厚接触

II <<症状>>
発熱または呼吸器症状（軽症含む）

<<条件>>患者と濃厚接触

府では、症状や個別の状況に応じて、医療機関と調整のうえ、保健所長の判断で検査対象を拡大